

茨木市産業情報サイトの設置並びに管理及び運用に関する要綱

(設置)

第1 商工業を中心とした市内企業の情報流通の基盤整備を行うことにより、情報化を促進し、本市産業の振興に資するとともに、消費者市民等の利便性の向上を図るため、インターネット上に茨木市産業情報サイト（以下「サイト」という。）を設置する。

(運用管理者)

第2 サイトの運用管理者は、産業環境部商工労政課長（以下「運用管理者」という。）とする。

2 運用管理者は、サイト及びサイトのシステムに接続する機器等並びに機能全般の管理、運用を行うものとする。

3 運用管理者は、サイトが常に適正、円滑に管理運用できるよう努めなければならない。

4 運用管理者は、サイトの管理運用を行うに当たり、茨木商工会議所等の意見を求めることができるものとする。

(委託)

第3 運用管理者は、サイトの管理運用の一部を第三者に委託することができる。

(登録)

第4 サイトに情報を掲載しようとするものは、あらかじめ登録をしなければならない。

(登録資格要件)

第5 第4の登録の資格を有するものは、市の区域内に所在し、商工業を中心とする事業所及び観光施設（以下「事業所等」という。）とする。

2 前項に規定する事業所等のうち次の各号のいずれかに該当するものは、登録資格を有しないものとする。

(1) 公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業所等

(2) 青少年の健全な育成を阻害し、若しくは非行を助長し、又はそのおそれがある事業所等

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項第4号若しくは第5号に掲げる営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業所等

(4) 法令に準拠する許認可等を有しない事業所等

(5) その他運用管理者が不相当と認める事業所等

(登録等の手続)

第6 第4の登録をしようとするものは、サイトの新規登録画面において当該事業所等の属性情報を入力することにより、登録の申込みをするものとする。

2 運用管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについてサイトへの登録を決定し、属性情報をサイトに掲載すると

ともに、申込者に対し、サイトを利用する際に必要なログインID及びパスワード（次項、第11及び第18第2項において「ID及びパスワード」という。）を交付する。

- 3 前項の規定によりサイトへの登録の決定を受けた事業所等（以下「登録事業所等」という。）は、ID及びパスワードを使用してサイトへのログインを行い、当該事業所等の製品、商品、サービス等のPR情報（以下「PR情報」という。）の登録をすることができるものとする。

（情報の取扱い）

第7 登録事業所等は、属性情報及びPR情報を市のデータベースに登録することに同意したものとみなす。

- 2 サイトへの情報掲載については、登録事業所等の代表者又は代表者が指定する担当者に行うことができるものとする。

（登録事業所等の責務）

第8 登録事業所等は、第1に規定するサイトの設置目的を理解し、適正な利用に努めなければならない。

- 2 登録事業所等は、サイトの利用に当たり、常に次に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

(1) 登録事業所等が発信する内容及びサイトに接続する登録事業所等のホームページの内容は、サイトの目的に添うものであるように努めること。

(2) 登録事業所等は、サイトの信用維持に影響を及ぼさないよう努めること。

（情報の内容）

第9 サイトから発信する情報の内容は、登録事業所等の情報とする。

（登録事業所等の禁止行為）

第10 登録事業所等は、情報の掲載に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 責任の所在が明確でない情報を掲載すること。

(2) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信し、又は書き込むこと。

(3) サイトに関する情報を改ざんすること。

(4) 著作権、知的所有権の侵害その他法令、条例等に抵触する行為を行うこと。

(5) 犯罪及び反社会的な行為並びに公序良俗に反する行為を行うこと。

(6) 青少年の健全な育成を阻害し、又は非行を助長するような行為を行うこと。

(7) 財産、名誉又はプライバシーを侵害すること。

(8) 投機、射幸心を著しくあおること。

(9) 特定の個人、組織等をひぼう中傷すること。

(10) 社会秩序を乱す表現及び特定の思想に偏った情報を掲載すること。

(11) わいせつ又は不快感を催す表現をすること。

(12) 虚偽若しくは紛らわしい、又は過大な表現をすること。

(13) その他市長が不相当と認める行為を行うこと。

（ID及びパスワードの管理）

第11 登録事業所等は、ID及びパスワードを厳重に管理し、漏えいにより他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 登録事業所等は、ID及びパスワードについて、漏えいしていることを知ったときは、直ちにその旨を運用管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。
- 3 登録事業所等は、ID及びパスワードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

(掲載情報の削除及び登録の取消し)

第12 運用管理者は、登録事業所等が第5第1項に規定する登録資格要件を欠いたとき又は第5第2項に掲げる事由に該当したときは、サイトへの登録を取り消すことができる。

- 2 運用管理者は、登録事業所等が第10の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該登録事業所等に掲載情報の修正を求めることができる。
- 3 運用管理者は、登録事業所等が前項の規定による修正に応じない場合は、掲載情報を削除するとともに、サイトへの登録を取り消すことができる。
- 4 第1項及び前項に定める場合のほか、運用管理者が登録事業所等のサイトへの登録について不適当と認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

(登録事業所等への連絡事項)

第13 運用管理者は、登録事業所等に対し、サイトに関する連絡、アンケート等の協力依頼を郵送及び電子メール等の方法により行うことができる。

(閲覧者の禁止行為)

第14 サイトの閲覧者は、利用に当たり次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを送信し、又は書き込む行為
- (2) サイトに関する情報を改ざんする行為
- (3) その他サイトに影響を及ぼす一切の行為

(運用の停止)

第15 運用管理者は、サイトの適正な管理運用上必要があると認めるときは、サイトの運用を停止することができる。

(運用管理者の責務)

第16 運用管理者は、第10に規定する登録事業所等の禁止行為及び第14に規定する閲覧者の禁止行為が行われていないか常に注意を払わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第17 登録事業所等に関する個人情報は、サイト運用の目的以外に利用してはならない。

(免責事項)

第18 市は、登録事業所等が掲載する属性情報及びPR情報の正確性について、保証責任を負わないものとし、また、これらに起因して生じた損害についても一切の責任を負わないものとする。

- 2 市は、ID及びパスワードが不正に使用されたことによって登録事業所等が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第19 この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱実施前に準備行為として行った第5に規定する事業所等の登録その他必要な準備行為は、この要綱の相当規定において行ったものとみなす。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施前に改正前の茨木市産業情報サイト設置並びに管理及び運用に関する要綱の規定によってした登録その他の行為は、改正後の茨木市産業情報サイト設置並びに管理及び運用に関する要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月27日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施前にサイトの新規登録画面において属性情報及びPR情報を入力することにより行った登録の申込み及び当該申込みに係る登録の決定は、この要綱による改正後の茨木市産業情報サイトの設置並びに管理及び運用に関する要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則
この要綱は、平成30年4月23日から実施する。

附 則
この要綱は、令和5年3月23日から実施する。